

団体等検定制度の概要について

厚生労働省 人材開発統括官
能力評価担当参事官室

上席職業能力検定官 北村 牧子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

- 1 職業能力検定とは
- 2 団体等検定制度とは
- 3 団体等検定を進める上でのポイント
- 4 よくある御質問について
- 5 その他

1 職業能力検定とは（1）

事業主等による検定の制度や運営方法・実施体制などの「**枠組み**」※について、認定基準を満たしたものを厚生労働省が認定する制度

※検定資格そのものは検定実施機関が認定するものであり、「国が認めた資格」とはなりません。

法 令

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）（抄）

（職業能力検定の認定）

第七十一条の二 厚生労働大臣は、事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体（事業主等）からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、法第五十条の二に規定する基準その他の厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

検定制度の概要

技能検定

※国家検定

職業能力検定

※民間検定

認定社内検定

個々の企業・団体が雇用する労働者を対象に行っている検定制度について厚生労働省が認定するもの（S59年創設）

団体等検定

個々の企業・団体が労働者以外も対象として行っている検定制度について厚生労働省が認定するもの（R6年3月創設）

1 職業能力検定とは（２）

外部労働市場に一定の通用力※を有する職業能力評価制度として、**新たに団体等検定を創設**（令和6年3月）

※合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを公証する制度 （技能士）	要件を満たす 民間検定を厚生労働大臣が認定 ※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）	要件を満たす 社内検定を厚生労働大臣が認定 ※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）
都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種 （概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在、132職種	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象 （検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・ 実施機関の雇用労働者以外も対象	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・ 実施機関の雇用労働者のみが対象 （団体が実施する場合には会員企業の労働者を含む。） ・現在45企業・団体、114職種認定
・ 学科試験＋実技試験 により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級		

(参考) 技能検定職種一覧

(注：赤字の21職種については、指定試験機関（民間機関）において実施（令和6年9月1日現在））

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、 <u>機械保全</u> 、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、シーケンス制御、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	プリプレス、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリアコンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>眼鏡作製</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>ブライダルコーディネーター</u> 、 <u>接客販売</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>ホテル・マネジメント</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>フィットネスクラブ・マネジメント</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>林業</u> 、園芸装飾、ロープ加工、 <u>情報配線施工</u> 、化学分析、印章彫刻、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾

2 団体等検定制度とは（１）

概要

- 団体等検定制度は、事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し、**技能振興上奨励すべきもの**※を厚生労働大臣が認定するもの。

※ 技能振興上奨励すべきものの例

- ✓ 団体等検定合格者は、社内での職務等級の昇級に際して考慮される。
- ✓ 団体等検定合格者が現場の責任者として活用されている。
- ✓ 団体等検定を実施することで、業界内の技能水準の統一・向上が図れている。
- ✓ 地域社会における技能尊重の機運が高められる。

認定を受けることの効果

- 認定を受けた団体等検定は、「厚生労働省認定」の表示をすることができる。
- 認定を受けた団体等検定の名称、対象職種の名称、事業主団体等の名称・所在地は厚生労働省のウェブサイトに表示される。



認定社内検定
ロゴマーク



団体等検定
ロゴマーク

2 団体等検定制度とは（2）

厚生労働省の認定を受けることで、企業・団体において以下のような効果が期待されます。

1. 技能の見える化・標準化

- ✓ 自己流で行っていた技能を標準化でき、どの店舗でも同じできばえの商品を提供できるようになった。
- ✓ 技能の標準化により、ベテランの暗黙知だった技能が基準として明文化できた。



2. 従業員のモチベーションアップ

- ✓ 検定合格を目標とすることで、必要な基礎知識やスキルの獲得が進む効果がある。
- ✓ 受検や講習会などを通じて継続てきな勉強の場ができ、従業員のモチベーションが向上した。



3. 若手従業員の定着・新入社員の採用

- ✓ 目指す姿が明確となり、目標を持って働けるきっかけになっている。
- ✓ 認定されてた検定という人材育成システムがあることで、対外的に信頼感を高めている。



4. 地域産業振興に貢献

- ✓ 人材育成と産業振興が相まって商品の付加価値が高まり、地域振興に寄与している。



2 団体等検定制度とは（3）

認定の基準

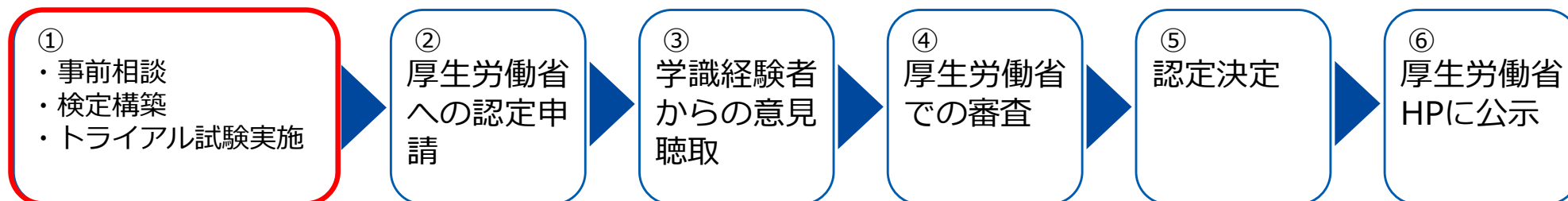
（検定制度）

- ・ 検定が直接営利を目的とするものでないこと
- ・ 学科試験及び実技試験で行われ、客観的かつ公正な基準に基づくものであること
- ・ 合格者については、企業として検定の合否に応じた適切な処遇を実施するなど、労働者の社会的評価の向上に資すると認められるものであること
- ・ 全国統一的な技能評価が困難な地域的特殊性の強い職種、または、成長分野など必ずしも業界標準的な技能が確立していない職種であること 等

（検定実施者）

- ・ 検定を適正かつ確実に実施するために必要な経理的・技術的な基礎を有すること
- ・ 検定の公正な運営のための組織が確立され、検定に当たる者の選任方法が適切・公正であること 等

認定申請手続きの流れ



3 団体等検定を検討を進める上でのポイント

1. 検定の対象とする技能者像を整理

- ✓検定の対象とする技能者像を明確化し、検定で測ろうとする技能のレベルを整理
- ✓職業能力検定の名称、合格者の称号、職種の名称の検討

2. 技能検定等との関係を整理

- ✓構築しようとする検定と類似する職種の技能検定や技能検定以外に類似する検定があるかを確認し、それらとの関係を整理

3. 受検者数の見込みを検討

- ✓検定は、原則として毎年1回以上、継続的に実施されることが必要
- ✓受検者数が少ないために数年で全ての労働者が合格してしまい、職業能力検定が継続的に実施できない場合には、認定の対象とならない。

4. 職務分析の実施

- ✓職務内容を「仕事」の単位で切り分け、それぞれの「仕事」を構成する一連の「作業」を整理する
- ✓個々の「作業」について、求められる「技能」と「知識」とを明確化する。

検定の基準の検討へ

4 Q&A-1

Q1 検定の申請は1級・2級を同時に申請する必要がありますか。今年度は2級のみ、来年度は1級を追加するというように、分割して申請することはできますか。

A1 団体等検定では、複数の技能、知識の関係性、深さを確認しながら検定の仕組みを構築していくため、原則として、複数等級で申請する必要があります。そのため、今年度は2級のみ、来年度は1級を追加するといった、分割して申請することはできません。

なお、1級や2級といった複数等級ではなく、単一等級とすることも可能ですが、その場合には、その等級は上級の労働者に相当する知識及び技能レベルに設定する必要があり、基礎的な知識及び技能レベルの単一等級は認められません。

4 Q&A-2

Q2 検定の対象に労働者、求職者が含まれない場合、厚生労働省の認定を受けることはできないのでしょうか。

A2 団体等検定は、職業に必要な労働者の技能とこれに関する知識についての検定ですので、労働者、求職者が受検対象に全く含まれない場合は、認定を受けることはできません。

Q3 「検定が直接の営利を目的としないもの」という要件がありますが、「直接の営利を目的としない」とは、どのように考えればいいのでしょうか。

A3 「直接の営利を目的としない」とは、検定実施機関が団体等検定によって検定実施費用を大幅に上回る利益を得ることは認められない、という意味です。そのため、検定実施費用程度の受検手数料を徴収することは可能ですが、認定を受けた後、継続して利益が生じている場合は、受検手数料の見直しが必要になります。

Q4 団体等検定制度の認定要件である「外部労働市場に一定の通用力を有する」とはどのようなことでしょうか。

A4 「外部労働市場に一定の通用力がある」とは、その技能が特定の企業等のみで評価されるものではなく、他の企業や業界で広く評価され、通用することを指しています。

※ 特定の企業等のみで評価される技能についての検定を検討される場合は「認定社内検定制度」をご活用ください。

Q5 団体等検定を検討していますが、他にも同一職種の検定を実施している団体があります。この場合、申請は認められないのでしょうか。

A5 同一職種について複数の検定実施機関を国が認定することによって、技能そのものの評価や、その技能を習得する労働者の社会的評価を確立するうえで混乱を招くおそれがあります。このため、複数の団体が共同で検定を実施する体制を整備するなどの対応を検討してください。

ただし、認定を希望するそれぞれの検定実施機関が地域的に競合せず、審査基準も類似するような場合など、混乱を招くおそれがない場合には、同一職種について複数の検定実施機関を認定する場合があります。

4 Q&A-6

Q6 試験の実施方法として、IBT（Internet Based Test）方式は認められますか。

A6 検定試験は受検者のなりすましやカンニング等の不正を防止するため、試験会場に十分な検定委員を配置し試験を監視すること、写真付き身分証明書等による本人確認を実施すること等が必要です。IBT方式では、受検者が自宅などで試験を受けるため、これらの不正防止手段を十分に確保できません。そのため、現時点ではIBT方式を認めていません。

Q7 受検資格について、検定実施機関が検定とは別に実施している講習の受講等を必須条件とすることは認められますか。

A7 団体等検定は、検定実施機関の労働者以外の者も含めて受検対象者を広く設定する必要があるため、特定の講習の受講の有無を受検資格として設定することはできません。

4 Q&A-7

Q8 団体等検定を、その職種で必要な技能・知識を習得する研修等の修了試験として位置づけて実施することはできますか。

A8 団体等検定は、通常の業務で習得した技能・知識を評価するためのものであり、研修等の修了試験と位置づけることは認められません。もし研修等を行う場合には、団体等検定と研修等の実施期間を最低でも1ヶ月以上あける必要があります。

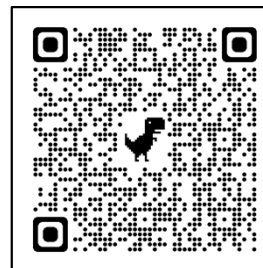
Q9 受検対象者数の目安がおおむね200名程度とされていますが、200名に満たない場合は認定されないのでしょうか。

A9 受検対象者数の200名という数字は、団体等検定が毎年継続的に実施されるための目安としてお示ししているものです。受検対象者数が200名未満であっても、継続的に毎年1回以上実施されることが確認できる場合、認定は可能です。

5 その他

制度説明会、出張相談会は今後も開催する予定です。日程等は厚生労働省ウェブサイトで公表します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html



団体等検定制度



トピックス

New !

- **2024年9月26日**に、第2回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します。[6 説明会等](#)をご参照ください。